第２号様式（第３条第２号関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　保有個人情報開示請求書

国立大学法人福島大学長　殿

　　　　　　　　　　氏名（ふりがな）

　　　　　　　　　　住所又は居所

　　　　　　　　　　　　〒

　　　　　　　　　　連絡先電話番号：　　　　　(　　　　　)

　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第７７条第１項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

１　開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください）

|  |
| --- |
|  |

２　求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

|  |
| --- |
| ア　大学における開示の実施を希望する。　　＜実施の方法＞　①閲覧　②写しの交付　　＜実施の希望日＞　　　　　　　　　　イ　写しの送付を希望する。 |
| ３　手数料 |
| 開示請求手数料（1件３００円） | ここに領収書を貼ってください。 | 受付印 |

４　本人確認等

　ア　開示請求者　　□本人　　□法定代理人　　□任意代理人

　イ　請求者本人確認書類　　　□運転免許証　　□健康保険被保険者証

　　　□個人番号カードﾞ又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

　　　□在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明　　　　　　　　　書

□その他

　　※請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等を添付してください。

　ウ　本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

　　（ア）本人の状況　□未成年者（　　年　　月　　日生）　□成年被後見人

　　　　　　　　　　　□任意代理人委任者

　　（イ）本人の氏名（ふりがな）

　　（ウ）本人の住所又は居所

　エ　法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。

　　　請求資格確認書類　　□戸籍謄本　□登記事項証明書　□その他（　　　　　　）

　オ　任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。

請求資格確認書類　□委任状　□その他（　　　　　　）

「保有個人情報開示請求書」（裏面）＜記載に当たっての注意事項＞

１　「氏名」「住所又は居所」

　　開示請求をする場合は、あなたの氏名、住所または居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所により、開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記入願います。

　　また、連絡先電話番号は開示請求された保有個人情報についての照会を行う場合等に必要になりますので記入してください。なお、法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）による開示請求の場合には法定代理人又は任意代理人の氏名、住所または居所、電話番号を記載してください。

２　「開示を請求する保有個人情報」

　　開示を請求する保有個人情報について、保有個人情報が記録されている法人文書や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

３　「求める開示の実施の方法等」

　　請求される保有個人情報について開示決定がされた場合に、開示の実施の方法、大学における開示を希望される場合のご希望がありましたら、記載してください。

　　なお、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出ることができます。

＜開示請求手数料の納付について＞

　　開示請求を行う場合には、１件の法人文書について３００円を納付していただくこととなっています。

　　３００円を別に定める納付書により、本学所定の窓口又は所定の金融機関に納付の上、その領収書をこの請求書の所定の位置に添付して提出してください。

　　「国立大学法人福島大学個人情報保護取扱規程」により、特定個人情報の開示請求者に経済的困難その他特別の理由があると認められるときは、開示請求手数料が減額又は免除される場合があります。

４　本人確認書類等

（１）　窓口来所による開示請求の場合

　　　　窓口に来所して開示請求をする場合、本人確認のため、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード又は特別永住者証明書（これらの書類とみなされる外国人登録証明書）等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示・提出ができない場合には、開示請求窓口に事前に相談してください。

　　　（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

（２）　送付による開示請求の場合

　　　　保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、（１）の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（開示請求前３０日以内に作成）を提出してください。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

（３）　法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合

　　　　「本人の状況等」欄は、法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合のみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。法定代理人が開示請求をする場合には、法定代理人自身に係る（１）に掲げる書類又は（２）に掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類（開示請求前３０日以内に作成）を提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。任意代理人が開示請求をする場合には、任意代理人自身に係る（１）に掲げる書類又は（２）に掲げる書類に併せて、本人による委任を証明する書類（開示請求前３０日以内に作成）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。